

# 所得税の確定申告・市県民税の申告

平成25年分の所得税の確定申告と平成26年度の市県民税の申告の受付が始まります。毎年、申告初日や午前中は申告会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けてご来場ください。

市では2月5日(水)から主に還付の方を対象に事前受付を行います。詳しくは広報すその1月15日号をご覧ください。

## 確定申告の会場・受付案内

今年の沼津税務署の申告会場は、キラメッセぬまづ（沼津市大手町1丁目1-4）です。昨年と会場が変わりましたのでご注意ください。



### ■キラメッセぬまづ会場

(プラサヴェルデ2階市民ギャラリー)

開設期間／2月12日(水)～3月17日(月)

※土・日曜日は除く

開設時間／9時～17時

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了することがあります。16時までのご来場にご協力ください。

その他／期間中、税務署内では申告書の作成指導を行いません。国税庁のホームページから所得税の確定申告書を簡単に作成できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

### ■市役所会場（4階 401 会議室）

開設期間／2月17日(月)～3月17日(月)

※土・日曜日は除く

開設時間／9時～12時、13時～16時

※番号札を8時30分から配布します。

※混雑時は、午前中にお越しの方も午後への受け付けとなる場合がありますのでご了承ください。

## 次の方は市役所会場で確定申告の受付ができません

- 青色申告の方
  - 消費税・贈与税の申告をする方
  - 事業（営業・農業）所得、譲渡（土地・建物・株式など）所得の申告をする方
  - 分離課税の所得の申告をする方
  - 不動産所得の収支内訳書が完成していない方
  - 雑損控除の申告をする方
  - 国外に居住する方の扶養控除を受けられる方
  - 初めて住宅借入金等特別税額控除を適用する方
  - 住宅ローンなどを利用しない住宅の新築、改修に係る税額控除を適用する方
  - 過年分の申告をする方
  - 申告書の控えに税務署の収受印が必要な方
- ※その他、市職員では判断できない場合や申告書の作成に長時間を要する場合はキラメッセぬまづ会場にご案内し

ますのでご了承ください。

※市役所会場に提出箱を設置します。申告書が記入済みで提出のみの方は、提出箱をご利用ください。

## 税理士による無料税務相談所～市役所会場内に開設～

事業所得を申告する方（所得金額が300万円以下で消費税の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方に限る）も受け付けます。

期 間／2月17日(月)～2月27日(木)

※土・日曜日は除く

受付時間／9時30分～12時、13時～16時

※番号札を8時30分から配布します。

※混雑状況により、受付を早めに終了することがあります。

※e-Taxによる申告相談も受け付けます。利用者識別番号が分かる場合はお持ちください。

## 確定申告が必要な方

### ●事業・不動産・譲渡所得などがある方

事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成25年中の所得金額の合計額から所得控除を差し引いて計算した税額が、配当控除額と年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方

### ●サラリーマン（給与所得者）

サラリーマンで、次のような方

- ①給与の年間収入が2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ③2カ所以上から給与を受け、年末調整されなかった給与収入額と退職所得以外の所得との合計が20万円を超える方
- ④同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、店舗などの賃貸料や使用料の支払いを受けている方

※所得が少なく確定申告が必要ない方や、給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方も、市県民税の申告は必要です。

## 確定申告に必要な物

- 源泉徴収票▶給与収入・公的年金収入がある方
- 収支内訳書・青色決算書▶事業所得・不動産所得または農業所得がある方
- 譲渡関係書類▶譲渡所得のある方
- 領収書・証明書▶①医療費控除を受ける場合、医療費の領収書と保険金などで補てんされる金額のわかるもの（必ずかかった医療費の集計を済ませてお持ちください）②生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料などの保険料を支払ったことが証明できる書類③国民健康保険税などの領収書または納付済額のお知らせなど④国民年金と国民年金基金を支払った場合、その社会保険料控除証明書
- 印鑑（認印可）
- 口座番号の分かる物▶①所得税の還付を受ける方②口座

振替で新たに所得税の納付をする方(銀行印も必要です)  
 ※平成24年分の確定申告書・収支内訳書の控えなどをお持ちになると便利です。

### 税金が還付になる場合

給与所得者などで、給与などから差し引かれた源泉徴収税額がある方は、次のような場合に申告をすると所得税の一部が戻ってくる場合があります。

- ①住宅ローンなどを利用して、住宅を新築・購入・増改築した場合  
 要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができ、一定の期間、所得税の一部が軽減されます。1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整でも控除が受けられます。
- ②病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合  
 病気やけがなどで支払った一定金額以上の医療費は、医療費控除として所得から差し引くことができます。支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を控除し、その金額から、10万円か所得の5%のうち、少ない金額を引いた額が医療費控除の対象となります。  
 ※医療費として認められるかどうかは、市では判断できない場合があります。税務署にお問い合わせください。
- ③年の途中で退職し会社などで年末調整をしなかった場合
- ④災害や盗難にあった場合
- ⑤寄付金を支払った場合

### 年金所得者の確定申告

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告書を提出する必要がありません。ただし、所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。

※確定申告書の提出は不要でも、公的年金以外の所得がある場合は市県民税の申告が必要です。ただし公的年金以外の所得が給与所得だけの場合は不要です。市県民税申告をすることで、各種所得控除により市県民税額が減額される場合があります。

### 復興特別所得税～基準所得税額の2.1%～

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告は、所得税と復興特別所得税をあわせて申告しなければなりません。復興特別所得税はその年分の基準所得税額の2.1%です。

## 電子申告e-Tax<イータックス>のご利用を～住基カードなどが必要～

e-Taxを利用すると、自宅や職場からインターネットで所得税の申告ができます。e-Taxは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから利用できます。

e-Taxを利用するには、事前に電子証明書付き住民基本台帳カードとICカードリーダーの準備が必要です。住民基本台帳カードとICカードリーダーがない場合でも、申告書の作成印刷は可能です。

### 市県民税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在、市内に居住していた方は市県民税の申告が必要です。ただし、次の方は市県民税の申告の必要はありません。

- 平成25年分の確定申告をする方
  - 給与所得者で年末調整の済んでいる方
  - 公的年金所得のみの方
- ※次のいずれかに該当する方は申告してください。
- 平成25年中の課税所得があるが、確定申告の必要がない方(サラリーマンで給与所得以外の所得があるが20万円以下の方、年金所得者で公的年金等以外の所得金額があるが20万円以下の方など)
  - ほかの人の配偶者・扶養控除の対象になっていない方で、平成25年中に所得がなかった方
  - 給与所得者などの被扶養者などで、所得証明書が必要な方
  - 確定申告の必要がない年金所得者で、社会保険料や医療費などの所得控除の申告をしたい方
- ※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで、市県民税の均等割の標準税率に1,000円(県民税500円・市民税500円)が加算されます。

### 給与所得以外の所得のある方は市県民税の徴収方法を選んでください

平成24年度から県下一斉に法定要件に該当する全ての事業所で市県民税(住民税)の特別徴収(給与天引き)が行われています。給与所得者で給与所得以外の所得がある方は、確定申告書の第二表右下の「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄で、その所得に係る市県民税を給与から差し引くか自分で納付するか選択してください。

※この選択欄の「自分で納付」に○をしないと、すべて特別徴収に合算することになります。

給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択)	<input type="radio"/> 給与から差引き
	<input type="radio"/> 自分で納付

### 障害者控除対象認定書の発行

介護の認定を受けている方やその方を扶養している方で、確定申告に証明が必要な方はご相談ください。障害者手帳がなく、介護の認定を受けている方の障害者控除対象者認定書を発行します。詳しくはご相談ください。

介護保険課 995-1821 障がい福祉課 995-1820

### e-Taxの利点

- 申告会場で順番待ちが不要です。
- 添付書類の提出が省略できます。
- 還付が書面申告と比べてスピーディーです。

### 贈与税の申告もe-Taxで

平成24年分の申告から、贈与税の申告もe-Taxを利用できるようになりました。